

高収益作物導入促進基盤整備事業実施要領

平成29年 3月31日付け28農振第2159号

各地方農政局長

国土交通省北海道開発局長

内閣府沖縄総合事務局長

北海道知事

殿

農林水産省農村振興局長

第1 趣旨

高収益作物導入促進基盤整備事業の実施に関しては、高収益作物導入促進基盤整備事業実施要綱（平成29年 3月31日付け28農振第2158号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第2 事業の内容

- 1 営農環境整備支援事業（要綱別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(3)の事業をいう。）の内容は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 農作物被害防止のために必要な侵入防止柵、防霜施設、防風施設等の整備
 - (2) 荒廃農地解消・発生防止のために必要な障害物の除去、除礫、深耕、整地等の整備
 - (3) その他高収益作物の導入促進のために必要な用地整備、安全施設等の整備
- 2 指導事業（要綱別表の区分の欄の3の事業種類の欄の(1)のアの事業をいう。以下同じ。）の内容は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 産地形成推進事業（要綱第2の3の事業をいう。以下同じ。）の啓発普及
 - (2) 産地形成推進事業の実施状況の確認及び報告
 - (3) 産地形成推進事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整
 - (4) 市町村、土地改良区若しくは農業協同組合が行う調査・調整事業（要綱別表の区分の欄の3の事業種類の欄の(1)のイの事業をいう。以下同じ。）又は市町村若しくは土地改良区が行う産地形成促進事業（要綱別表の区分の欄の3の事業種類の欄の(2)の事業をいう。以下同じ。）若しくは耕地利用高度化推進事業（要綱別表の区分の欄の3の事業種類の欄の(3)の事業をいう。以下同じ。）に関する助言又は指導
- 3 指導事業は、農業生産基盤整備事業（要綱第2の1の事業をいう。以下同じ。）の開始年度の前々年度から要綱第6の1の整備計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

ただし、農業生産基盤整備事業の完了後にあつては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

- 4 調査・調整事業の内容は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 関係農家の意向調査活動
 - (2) 用水の需要調査、配水計画や水利系統の見直し等の調整活動
 - (3) 河川管理者との水利権協議等に関する調整活動
 - (4) 農作物の需要動向、消費者ニーズの把握、販売先の検討等に関する調査活動
 - (5) 導入作物の作付実証ほの設置・運営、土壌診断等に関する調査活動
 - (6) 専門技術者の育成、現場での講習・研修会開催、普及指導センター等の助言指導を受けて行う営農・栽培技術等に関する活動
 - (7) 地域全体での営農転換に向けた効率的な輪作体系、作業受委託、雇用対策や集落営農・法人化等の検討、農作業機械の利用再編等に関する調整活動
 - (8) 農業用排水施設や排水改良等の整備に係る地域の諸条件等に関する調査、必要な実施計画の策定に関する活動
 - (9) その他高収益作物の導入・促進に係る調査・調整活動
- 5 調査・調整事業は、農業生産基盤整備事業の開始年度の前々年度から整備計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。
- 6 産地形成促進事業の実施に当たっては、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 高収益作物の作付面積の増加に資するものになるよう配慮するものとする。
 - (2) 産地形成促進事業を実施する地区の農地については、農業生産基盤整備事業又は国営かん排事業（高収益作物導入促進対策）（要綱第2の3の(2)に記載の事業をいう。以下同じ。）の完了年度の翌年度以降は、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下同じ。）のIVの第2の4の(1)に定める水田活用の直接支払交付金の交付申請（以下「交付申請」という。）ができないこととする。

ただし、畑作物に軸足を置いた汎用化をした部分の農地については、農業生産基盤整備事業又は国営かん排事業（高収益作物導入促進対策）の完了年度の翌年度から起算して5年間は経営所得安定対策等実施要綱のIVの第2の6の(1)に定める戦略作物助成の交付申請ができることとする。
- 7 耕地利用高度化推進事業の内容は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平
 - (2) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え
 - (3) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工
 - (4) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工
 - (5) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備
 - (6) 転作後に必要な田面整地作業
 - (7) その他農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動
- 8 耕地利用高度化推進事業は、農業生産基盤整備事業の開始年度の翌年度から整備計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

第3 事業の実施手続

- 1 要綱第5の1の農村振興局長が別に定める場合は、次に掲げるものとする。
 - (1) 予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であって、当該予備費又は補正予算を活用して事業を実施しようとする場合
 - (2) 災害又は突発事故が発生した場合であって、早急に事業を実施しようとする場合
- 2 前項の(1)の場合において、翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を提出済みの地区については、要綱第5の事業採択申請書等を提出したものとみなす。また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は、前項の(1)の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
- 3 1の(2)の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
- 4 要綱第5の事業採択申請書は別記様式第1号、事業採択通知書は別記様式第2号によるものとする。
- 5 産地形成推進事業の実施にあつては、農業生産基盤整備事業と一体で申請するものとする。
- 6 都道府県又は産地形成促進事業の事業実施主体は、整備計画又は産地形成促進事業計画の内容のうち作付計画の情報について、当該農地が存在する区域を所管する地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）の第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会をいう。）に対して、事業採択通知書の交付を受けた後又は整備計画の変更を行った後、速やかに情報提供を行うこと。

第4 計画の作成

要綱第6の1の整備計画は、別記様式第3号によるものとする。

要綱第6の5の産地形成促進事業計画は、別記様式第4号によるものとする。

第5 計画の変更

要綱第7の2の変更計画報告書は、別記様式第5号によるものとする。

第6 助成

- 1 産地形成促進事業の助成は、2の限度額の範囲内において、農業生産基盤整備事業又は国営かん排事業（高収益作物導入促進対策）の事業完了年度の翌年度から目標年度までに行うものとする。
- 2 産地形成促進事業の助成の限度額は、農業生産基盤整備事業の事業費又は国営かん排事業（高収益作物導入促進対策）の事業費に次に掲げる助成割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 農業生産基盤整備事業と一体的に実施する産地形成促進事業
 - (ア) 当該事業の受益地における作付面積に占める高収益作物の作付面積の増加割

合（以下「面積増加割合」という）が5パーセントポイント以上6パーセントポイント未満の場合にあつては、0.0625

(イ) 面積増加割合が6パーセントポイント以上7パーセントポイント未満の場合にあつては、0.0750

(ウ) 面積増加割合が7パーセントポイント以上8パーセントポイント未満の場合にあつては、0.0875

(エ) 面積増加割合が8パーセントポイント以上9パーセントポイント未満の場合にあつては、0.1000

(オ) 面積増加割合が9パーセントポイント以上10パーセントポイント未満の場合にあつては、0.1125

(カ) 面積増加割合が10パーセントポイント以上の場合にあつては、0.1250

(2) 国営かん排事業（高収益作物導入促進対策）と一体的に実施する産地形成促進事業

(ア) 面積増加割合が5パーセントポイント以上6パーセントポイント未満の場合にあつては、0.0520

(イ) 面積増加割合が6パーセントポイント以上7パーセントポイント未満の場合にあつては、0.0624

(ウ) 面積増加割合が7パーセントポイント以上8パーセントポイント未満の場合にあつては、0.0728

(エ) 面積増加割合が8パーセントポイント以上9パーセントポイント未満の場合にあつては、0.0832

(オ) 面積増加割合が9パーセントポイント以上10パーセントポイント未満の場合にあつては、0.0936

(カ) 面積増加割合が10パーセントポイント以上の場合にあつては、0.1040

3 耕地利用高度化推進事業の助成は、農業生産基盤整備事業の事業費の2%に相当する額の範囲内において、農業生産基盤整備事業の開始年度の翌年度から整備計画に定める目標年度までに行うものとする。

第7 事業達成状況の報告

達成状況の報告は、農業生産基盤整備事業にあつては、整備計画に定める目標年度の3月末日までに、国営かん排事業（高収益作物導入促進対策）にあつては、高収益作物導入促進事業計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第6号により行うものとする。

第8 固定価格買取制度との調整

本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下同じ。）が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく

固定価格買取制度（以下「固定価格買取制度」という。）により売電を行う場合には、発電開始後、農村振興局長が別に定めるところにより、売電収入の一部を都道府県ごとに設置される協議会に納付し地域の小水力発電施設の導入推進等に活用することにより、固定価格買取制度との調整を行うものとする。ただし、これにより難しい場合には、地方農政局長等と土地改良区等の協議により、別途調整の方法を定めることとする。

なお、平成25年度末までに発電施設の導入について技術的・経済的検討が行われ、その導入可能性が確認される地区については、この限りでない。

第9 定義

本事業に係る次に掲げる用語の定義は、それぞれ、次に定めるところによる。

1 要綱第4の2の「中山間地域等」とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。

ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島

イ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された地域

ウ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域

エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域

オ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域と見なされる区域を含む。）

カ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域

キ 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）

ク アからキまでに準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域

2 第2の6の(2)の「畑作物に軸足を置いた汎用化」とは、地域で合意された営農計画に基づき、畑作物として麦・大豆だけではなく野菜等を積極的に導入し、畑作物からも高収益を得られる農業経営を目指す水田の畑作利用をいう。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(別記様式第1号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名 印

高収益作物導入促進基盤整備事業採択申請書

高収益作物導入促進基盤整備事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2158号農林水産事務次官依命通知）第5の1の規定により、下記のとおり平成〇〇年度新規事業を実施したいので採択されたく、次に掲げる資料を添えて申請します。

記

1. 計画等
2. その他

都道府 県 名	事業実施主体	地 区 名	所 在 地	総事業費	備 考 <small>(要綱別表の番号)</small>
				百万円	

(別記様式第2号)

番 号
年 月 日

高収益作物導入促進基盤整備事業採択通知書

都道府県知事 殿

農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
農林水産省農村振興局長

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった下記地区について、審査の結果、
適当と認められることから、事業実施地区として採択することとしたので、高収益作物導入促進基
盤整備事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2158号農林水産事務次官依命通知）第5の2
の規定に基づき通知する。

記

都道府 県 名	事業実施主体	地 区 名	所 在 地	総事業費	備 考 <small>(要綱別表の番号)</small>
				百万円	

(別記様式第3号)

高収益作物導入促進土地改良整備計画

1 地区の現況

都道府県名		地区名		受益面積		所在地		
地形・地質	土壌・気象							
地域農業概要	専兼業別農家戸数	専業		1種兼業	2種兼業	計	平均農家所得(平成 年)	
							農業所得 千円	
	1戸当たり平均耕地面積(ha)	水田	普通畑	樹園地	その他	計	農外所得 千円	
							計 千円	
	主要作物作付面積	作物名					延作付面積(ha)	土地利用率(%)
		作付面積(ha)						
単位収量(kg/10a)								
地域指定等								

2 課題及び整備方針

関連基幹事業の概要	事業実施主体	事業実施期間	事業内容	総事業費
地域農業の現状と課題				
地域農業の振興方向と整備方針	※地域農業が目指す姿や高収益作物への取組内容等について明記すること			

3 農業生産基盤整備事業の概要

事業名	区分	整備内容					備考
	事業名	田	普通畑	樹園地	その他	計	

4 高収益作物の導入促進計画

高収益作物の導入に向けた営農部局との連携方針	
導入する高収益作物の選定方針	
導入する高収益作物の栽培技術習得方針	(栽培管理、作物管理、土壌管理、機械体系等)
導入する高収益作物の地区全体での取組方針	(輪作体系、作業受委託、集落営農・法人化等への取組)

5 高収益作物の目標年度及び作付計画

区分	事業実施前(H〇年度) ※5 R	農業生産基盤整備事業完了年度 (H〇年度)	事業完了後から目標年度(事業完了後〇年目) 目標年度の値 S ※6					事業完了前から目標年度の値を減ずる T=R-S
			完了後1年目 (H〇年度)	完了後2年目 (H〇年度)	完了後3年目 (H〇年度)	完了後4年目 (H〇年度)	完了後5年目 (H〇年度)	
農用地面積(ha)								
作付面積(裏作含む) A								
畑地化面積※1(ha) B=C+D+E								
うち高収益作物作付面積(ha) C								
代表的な高収益作物名								
うち戦略作物作付面積※2(ha) D								
うちその他の畑作物の作付面積(ha) E								
畑作物に軸足を置いた汎用化面積※3(ha) F=G+H+I+J								
うち高収益作物作付面積(ha) G								
代表的な高収益作物名								
うち水稻類作付面積(ha) H								
うち戦略作物作付面積(ha) I								
うちその他の畑作物の作付面積(ha) J								
水田等面積※4(ha) K=L+M+N								
うち水稻類作付面積(ha) L								
うち戦略作物作付面積(ha) M								
うちその他の畑作物の作付面積(ha) N								
高収益作物作付面積計(ha) O=C+G								
戦略作物作付面積計(ha) P=D+I+M								
農用地面積に占める高収益作物作付面積割合(%) Q=O/A×100								

※1：「畑地化」とは、地域の特性や経営者の判断等に応じて、施設野菜等の高収益作物の栽培ができるよう、畑地として固定的に使用することをいう。

※2：「戦略作物」とは、経営所得安定対策等実施要綱第2の6の(1)に掲げる作物をいう。

※3：「畑作物に軸足を置いた汎用化」とは、畑作物として麦・大豆だけではなく野菜等を積極的に導入し、畑作物からも高収益を得られる農業経営を目指す水田の畑作利用をいう。

※4：「水田等」とは、高収益作物を導入しない水田をいう。

※5：他事業から移行する場合は、移行後の作付面積増加割合を評価するため、移行する直近の現況作付面積を入力する。

※6：完了後1年目から目標年度までの項目を記載する。

注1：2年3作等を行う場合にあっては、作付面積・作物を前年・後年のどちらかに記載する。

6 高収益作物の作付計画図

(1) 農業生産基盤整備事業完了年度（〇〇年度）

--

(2) 目標年度（〇〇年度）

--

※上枠に「農業生産基盤整備事業完了年度」及び「目標年度」での高収益作物の作付計画図を添付すること。

※作付計画図は、畑地化した農地、畑作物に軸足を置いた汎用化をした農地、水田等の農地の区分がわかるようにすること。

7 産地形成推進事業の概要

要綱別表の区分の欄 の2の事業種類の欄 の事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	事業費 (千円)	備考

注1：要綱別表の区分の欄の2の産地形成推進事業を実施する場合のみ記入すること。

注2：「要綱別表の区分の欄の2の事業種類の欄の事業名」は、事業名がアとイに分かれている場合には各々について記入する。

注3：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

(別記様式第4号)

産地形成促進事業計画

1. 国営かん排事業（高収益作物導入促進対策）の概要

都道府 県名	市町村 名	土地改 良区名	地区名	着工 年度	完了 年度	目標 年度	受益面積 (ha)	総事業費 (百万円)	主な 工事内容

2. 産地形成促進事業の概要

事業実施主体	事業実施期間	事業実施内容	備考

3. 高収益作物の目標年度及び作付計画

区分	事業実施前(H○年度) ※5 R	農業生産 基盤整備 事業完了 年度 (H○年度)	事業完了後から目標年度(事業完了後○年目) 目標年度の値 S ※6					事業完了 前から目 標年度の 値を減ず る T=R-S
			完了後 1年目 (H○年度)	完了後 2年目 (H○年度)	完了後 3年目 (H○年度)	完了後 4年目 (H○年度)	完了後 5年目 (H○年度)	
農用地面積(ha)								
作付面積(裏作含む) A								
畑地化面積※1(ha) B=C+D+E								
うち高収益作物作付面積(ha) C								
代表的な高収益作物名								
うち戦略作物作付面積※2(ha) D								
うちその他の畑作物の作付面積(ha) E								
畑作物に軸足を置いた汎用化面積※3(ha) F=G+H+I+J								
うち高収益作物作付面積(ha) G								
代表的な高収益作物名								
うち水稲類作付面積(ha) H								
うち戦略作物作付面積(ha) I								
うちその他の畑作物の作付面積(ha) J								
水田等面積※4(ha) K=L+M+N								
うち水稲類作付面積(ha) L								
うち戦略作物作付面積(ha) M								
うちその他の畑作物の作付面積(ha) N								
高収益作物作付面積計(ha) O=C+G								
戦略作物作付面積計(ha) P=D+I+M								
農用地面積に占める高収益作物作付面積割合(%) Q=O/A×100								

※1:「畑地化」とは、地域の特性や経営者の判断等に応じて、施設野菜等の高収益作物の栽培ができるよう、畑地として固定的に使用することをいう。

※2:「戦略作物」とは、経営所得安定対策等実施要綱第2の6の(1)に掲げる作物をいう。

※3:「畑作物に軸足を置いた汎用化」とは、畑作物として麦・大豆だけではなく野菜等を積極的に導入し、畑作物からも高収益を得られる農業経営を目指す水田の畑作利用をいう。

※4:「水田等」とは、高収益作物を導入しない水田をいう。

※5:他事業から移行する場合は、移行後の作付面積増加割合を評価するため、移行する直近の現況作付面積を入力する。

※6:完了後1年目から目標年度までの項目を記載する。

注1:2年3作等を行う場合にあっては、作付面積・作物を前年・後年のどちらかに記載する。

(別記様式第5号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名 印

高収益作物導入促進基盤整備事業変更計画報告書

高収益作物導入促進基盤整備事業実施要綱（平成29年3月31日付け28第2158号農林水産事務次官依命通知）第7の2の規定により、下記地区について、高収益作物導入促進基盤整備事業の計画変更を行ったので、変更計画を添えて報告します。

記

1. 変更計画
2. その他

都道府 県 名	事業実施主体	地 区 名	所 在 地	総 事 業 費	備 考 <small>(要綱別表の番号)</small>
				百 万 円	

(別記様式第6号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名 印

高収益作物導入促進基盤整備事業達成状況報告書

高収益作物導入促進基盤整備事業実施要綱（平成29年3月31日付け28第2158号農林水産事務次官依命通知）第9の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

(1) 農業生産基盤整備事業の実施状況

地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注1：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業の名称を記入する。

(2) 国営かん排事業（高収益作物導入促進対策）の実施状況

地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

産地形成促進事業助 成対象事業費	実施した産地形成促 進事業助成対象事業 内容	備考

2 事業達成状況

高収益作物導入の実績

区分	事業実施前(H〇年度) ※5 R	目標年度(H〇年度) S	事業完了前から目標年度の値を減ずる T=R-S
農用地面積 (ha)			
作付面積 (裏作含む) A			
畑地化面積※1 (ha) B=C+D+E			
うち高収益作物作付面積 (ha) C			
代表的な高収益作物名			
うち戦略作物作付面積※2 (ha) D			
うちその他の畑作物の作付面積 (ha) E			
畑作物に軸足を置いた汎用化面積※3 (ha) F=G+H+I+J			
うち高収益作物作付面積 (ha) G			
代表的な高収益作物名			
うち水稲類作付面積 (ha) H			
うち戦略作物作付面積 (ha) I			
うちその他の畑作物の作付面積 (ha) J			
水田等面積※4 (ha) K=L+M+N			
うち水稲類作付面積 (ha) L			
うち戦略作物作付面積 (ha) M			
うちその他の畑作物の作付面積 (ha) N			
高収益作物作付面積計 (ha) O=C+G			
戦略作物作付面積計 (ha) P=D+I+M			
農用地面積に占める高収益作物作付面積割合 (%) Q=O/A×100			

※1：「畑地化」とは、地域の特性や経営者の判断等に応じて、施設野菜等の高収益作物の栽培ができるよう、畑地として固定的に使用することをいう。

※2：「戦略作物」とは、経営所得安定対策等実施要綱第2の6の(1)に掲げる作物をいう。

※3：「畑作物に軸足を置いた汎用化」とは、畑作物として麦・大豆だけではなく野菜等を積極的に導入し、畑作物からも高収益を得られる農業経営を目指す水田の畑作利用をいう。

※4：「水田等」とは、高収益作物を導入しない水田をいう。

※5：他事業から移行する場合は、移行後の作付面積増加割合を評価するため、移行する直近の現況作付面積を入力する。

注1：2年3作等を行う場合にあっては、作付面積・作物を前年・後年のどちらかに記載する。